

兵庫県がん診療連携協議会会則

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成18年2月1日厚生労働省健発第0201004号）に基づき、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に兵庫県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に係る情報交換に関すること。
- (2) 兵庫県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) 兵庫県における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (5) その他兵庫県のがん対策推進計画等に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) がんセンターの病院長
- (2) 兵庫県の地域がん診療連携拠点病院（別表）の病院長
- (3) 兵庫県の地域がん診療病院（別表）の病院長
- (4) 兵庫県の小児がん拠点病院（別表）の病院長
- (5) 兵庫県医師会長
- (6) 兵庫県歯科医師会長
- (7) 兵庫県薬剤師会長
- (8) 兵庫県看護協会会長
- (9) 兵庫県放射線技師会長
- (10) 兵庫県臨床検査技師会長
- (11) 兵庫県保健医療部長
- (12) 患者団体代表 若干名
- (13) がんセンターの副院長
- (14) その他がんセンターの病院長が必要と認める者 若干名

2 前項第14号の委員は、がんセンターの病院長が委嘱する。

3 第1項第14号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第14号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、がんセンターの病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、兵庫県保健医療部疾病対策課及びがんセンターの総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成19年5月19日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初に委嘱される第3条第1項第12号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月11日から施行する。

附 則
この会則は、令和 2 年 2 月 2 0 日から施行する。

附 則
この会則は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。

附 則
この会則は、令和 3 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則
この会則は、令和 5 年 4 月 1 3 日から施行する。

附 則
この会則は、令和 6 年 4 月 1 1 日から施行する。

別表

兵庫県 の地域がん診療連携拠点病院	○神 戸 ・ 国立大学法人 神戸大学医学部附属病院 ・ 地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院 ・ 地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター ・ 社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院 ○阪 神 ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 ・ 兵庫医科大学病院 ・ 兵庫県立尼崎総合医療センター ・ 公立学校共済組合 近畿中央病院 ・ 市立伊丹病院 ○東播磨 ・ 兵庫県立がんセンター ・ 加古川中央市民病院 ○北播磨 ・ 北播磨総合医療センター ○中播磨 ・ 姫路赤十字病院 ・ 独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター ○但 馬 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院 ○淡 路 ・ 兵庫県立淡路医療センター
兵庫県 の地域がん診療病院	○西播磨 ・ 赤穂市民病院 ○丹 波 ・ 兵庫県立丹波医療センター
兵庫県 の小児がん拠点病院	○神 戸 ・ 兵庫県立こども病院